

# 学童保育の施策

——子ども・保護者と指導員の願いを力に

編集部

本稿では、学童保育の施策に関わる国の法律や制度の説明と、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が行った、都道府県の「単独事業」についての調査の結果などをご報告します。

## 国・市町村の学童保育の基準

二〇二〇年五月現在、全国には三万三六七一（支援の単位）の学童保育があり、一三〇万五四二〇人の子どもたちが通っています。<sup>\*1</sup>

一九九七年、学童保育は、「児童福祉法」に「放課後児童健全育成事業」として位置づけられました。二〇一四

年、国は厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を定め、

これにもとづいて各市町村が「基準条例（自治体の最低基準）」を定めました。

現在、各地の学童保育は「基準条例」

にもとづいて運営されるとともに、「一定水準の質の確保及びその向上を図る」ために国が示した「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）にもとづいた取り組みが進められています。

「設備運営基準」では、職員配置について「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに二人以上配置」とし、子ども集団の規模（＝支援の単位）を「一



の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四〇人以下とする」と定めています。

「設備運営基準」が策定された当初、指導員の資格と配置基準は市町村が「基準条例」を定める際に「従うべき基準」として定められ、そのほかの、施設の広さや子ども集団の規模などは「参酌基準」として定められました。<sup>\*2</sup>

しかし、二〇一九年五月に「第九次地方分権一括法」が成立し、すべての事項が「参酌すべき基準」となった省

令が、二〇二〇年四月から施行されています(第九次地方分権一括法)の「附則」には「施行後三年」(二〇二二年度中)に見なおしを行うことが定められています。

なお、「従うべき」や「参酌」は、市町村が条例の基準を決めるときに取り扱いのことです。市町村の定めた条例は法的拘束力を持つ「最低基準」で、守らなければならないものであることを、あらためて確認しておく必要があります。

## 学童保育に関わる 国の予算や事業

国の予算や事業のなかで特徴的なものをいくつか紹介します。

### ◆運営費について

学童保育の運営費(指導員の人件費、施設管理費、おやつを提供、研修費など)は、運営形態を問わず、公的なお

金(国や都道府県・市町村からの補助金)と保護者負担(保育料)でまかなわれているところがほとんどです。

国の補助金は、国の定めた実施要綱に記載された要件を満たした「市町村が実施する事業又は助成する事業」に対して出されます。登録児童数によって「補助単価」が決められていて、開設日数や開設時間によって加算があります。障害のある子どもの受け入れに際しては、指導員の人件費に対する加算もあります。

なお、「設備運営基準」の参酌化にともない、二〇二〇年度からは、①原則、「設備運営基準」どおりに放課後児童支援員等を配置した場合、②放課後児童支援員一名のみを配置した場合、③補助員のみを原則二名以上配置した場合、④補助員を一名のみ配置した場合と、職員配置等に応じた補助基準額がそれぞれ設けられています(二〇二

一年度の新規事業は本誌二〇二一年四月号七四頁参照)。

### ◆指導員の処遇改善に関わる補助金

国は、二〇一五年度から「常勤職員」を配置することを目的として「放課後児童支援員等処遇改善等事業」(A)を、二〇一七年度からは、学童保育に従事する放課後児童支援員の「勤務年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用」を補助する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」(B)を予算化しています。

ただし、二〇二〇年度の実施状況を見ると、(A)は三四〇市町村、(B)は四三二市町村しか実施していませんでした。理解を広め、さらなる活用が求められます。

### ◆施設整備に関わる補助金

二〇一六年度以降、「待機児童」が発生している場合等を対象に、新たに学童保育を整備する際の「施設整備費」